

## 渇水対策関係省庁会議設置要綱

平成17年7月11日  
関係省庁申し合わせ  
平成17年8月30日  
一部改正  
平成19年6月20日  
一部改正  
平成20年8月11日  
一部改正  
平成24年12月7日  
一部改正  
平成25年8月2日  
一部改正  
平成28年6月8日  
一部改正

### 1. 趣 旨

渇水に際し、関係行政機関等相互の密接な連携と協力の下に各般の施策の連絡調整及び推進を図るため、渇水対策関係省庁会議（以下「会議」という。）を設置する。

### 2. 構 成

会議は、別記1の職にあるものをもって構成する。

### 3. 議 事

- (1) 会議に議長を置き、内閣官房副長官補をもって充てる。
- (2) 会議に副議長を置き、内閣官房内閣審議官及び国土交通省水管理・国土保全局水資源部長をもって充てる。
- (3) 会議は、渇水により市民生活及び経済活動に重大な影響が及ぶこととなると予想される場合において、議長が主催する。
- (4) 会議は、渇水に関し、その都度、当該議事に関係する職にある構成員を招集して開催する。ただし、議長が特に必要と認める場合には、その他の関係者の出席を求めることができる。
- (5) 会議の構成員は議長に対して、会議の開催を求めることができる。
- (6) 会議には、別記2の職にあるものをもって構成される幹事会を設ける。

### 4. 事務処理

会議に関する事務は、国土交通省水管理・国土保全局水資源部において処理する。

### 附 則

この要綱は、平成28年6月8日から施行する。

## 別記 1

- (議長) 内閣官房副長官補 (内政担当)
- (副議長) 内閣官房内閣審議官 (内閣官房副長官補付)  
内閣官房危機管理審議官  
総務省大臣官房地域力創造審議官  
文部科学省大臣官房文教施設企画部長  
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長  
農林水産省農村振興局長  
経済産業省大臣官房審議官 (地域経済担当)  
資源エネルギー庁電力・ガス事業部長
- (副議長) 国土交通省水管理・国土保全局水資源部長  
国土交通省水管理・国土保全局長  
気象庁次長  
環境省大臣官房審議官 (水・大気環境局担当、放射性物質汚染対策担当)  
防衛省防衛政策局長  
防衛省統合幕僚監部総括官

## 別記 2

- (幹事長) 内閣官房内閣参事官 (内閣官房副長官補 (内政・外政担当) 付)  
内閣官房内閣参事官 (内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当) 付)  
総務省自治行政局地域政策課長  
文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長  
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課長  
農林水産省農村振興局整備部水資源課長  
経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ産業施設課長  
資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課長
- (副幹事長) 国土交通省水管理・国土保全局水資源部水資源計画課長  
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長  
気象庁地球環境・海洋部気候情報課長  
環境省水・大気環境局水環境課長  
防衛省防衛政策局運用政策課長  
防衛省統合幕僚監部参事官